

## 北海道体育学会会長・理事選出規程

平成 24 年 6 月 16 日 制定

- 第1条 会則第 8 条 1 項および 3 項にもとづく会長・理事候補者選出の円滑な遂行のために本選出規程を定める。
- 第2条 定数は会長候補者 1 名、理事候補者 8 名とする。
- 第3条 会長は学会運営上必要と認めた場合には、第 2 条とは別に会員の中から合計 6 名までの理事を推薦できる。
- 第4条 第 2 条に関する選出は投票とし、総ての被選挙権を有する会員を対象として実施する。
- 第5条 会長は理事の中から若干名の委員を委嘱し、選挙管理委員会（以下、委員会と称する）を構成する。委員会委員長は委員の互選によって選出する。
- 第6条 委員長は委員会を代表してその運営および業務の責を負う。委員は委員会がになう事務処理をおこなう。
1. 委員会は会則第 8 条でいう会員名簿から選挙台帳を作成し、これを選挙権者に通知する。
  2. 事務作業は委員会が事前に定めた申し合わせにもとづいておこなう。
- 第7条 会長候補者選出は単記、理事候補者選出は 4 名連記の郵便投票とし、当日消印を含めて締め切り期日までに到着したものを有効とする。
- 第8条 有効投票の多数を得た者から順次定数に充つるまで当選者とする。
- 第9条 会長候補者と理事候補者の両者に当選した者が生じた場合には会長候補者の当選を優先する。
- 第10条 選挙権は投票実施 3 ヶ月前における総ての正会員に付与される。
- 第11条 被選挙権は前年度正会員であり、本投票締め切り日において引き続き正会員である者に付与される。
- 第12条 総ての会長・理事候補者の選任は会則第 14 条にしたがっておこなう。
- 第13条 本選出規程の改正は会則第 14 条にしたがっておこなう。